# 休業手当金請求書

組合員が下記事由により欠勤した場合に支給

### 【支給事由 及び 支給期間】

- 1. 被扶養者の病気やケガ … 欠勤した全期間
- 2. 配偶者の出産… 14日以内
- 3. 組合員の公務によらない不慮の災害・被扶養者の不慮の災害 …5 日以内
- 4. 組合員の結婚・配偶者の死亡・被扶養者の結婚や葬祭 … 7日以内
- 5. 被扶養者でない配偶者(内縁関係を含む)・子・父母(配偶者の父母を含む)の病気やケガ … 共済組合が認めた期間

### 【支給金額】

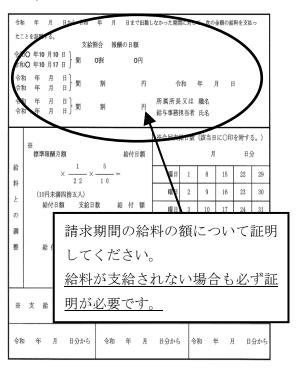
1日につき <u>標準報酬日額(標準報酬月額の 1/22 の額</u>)×50/100 10円未満 [一の位] 四捨五入

## 《注意事項》

- ・ 報酬の一部が支払われているときは、差額だけが支給されます。【短-24ページ参照】
- ・ 勤務を要しない日(土・日曜日など)については、支給されません。
- ・ 傷病手当金又は出産手当金が支給されている場合は、その期間中は支給されません。



## (裏面)



報酬の日額について【短-24 ページ参照】

### 【添付書類】

- ・休業期間がわかる書類(出勤簿の写し等)
- ・「勤務を要しない日届出書」【短-23ページ参照】
  - 注) 請求する期間について記入してください。